

廃棄物処理手数料減免承認通知書

様

年 月 日

高座清掃施設組合組合長

印

年 月 日付けで申請のあった廃棄物処理手数料の減額・免除について、高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例第11条の規定に基づき、同条例施行規則第14条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 排出場所(所在地、名称)

2 搬入予定 年 月 日から 年 月 日まで

3 搬入予定量 kg

4 減額割合

※1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高座清掃施設組合組合長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当組合を被告として(訴訟において当組合を代表する者は組合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。